

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	28 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年10月及び同年11月  
②昭和46年12月

私は、勤め始めて半年くらいの昭和46年12月に会社で厚生年金保険に加入してくれたので、国民年金手帳と厚生年金被保険者証を持ってA市役所で、国民年金から厚生年金保険への切替手続きを行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、それ以前に納付しているはずであり、申立期間①の保険料が未納となっていることに納得できない。また、申立期間②の保険料は厚生年金保険の被保険者期間と重なるが、還付を受けた記憶が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤め始めて半年くらいの昭和46年12月に会社で厚生年金保険に加入してくれたので、国民年金手帳と厚生年金被保険者証を持ってA市役所で、国民年金から厚生年金保険への切替手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、それ以前に納付しているはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、41年2月ころに払い出されていると推定され、その時点からすると、申立期間は納付可能な期間である。

また、申立期間の直前は納付済みとなっており、3か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、申立期間②の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、申立人は申立期間②について、厚生年金保険被保険者であり国民年金被保

険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 52 年 12 月に近所の友人から、専業主婦であっても国民年金に加入できることを聞き、将来少しでも多く年金が受けられるようにと任意加入して、その後は申立期間も含め、納付書により定期的に郵便局で国民年金保険料を納付してきた。自ら進んで加入した年金なのに、第 3 号被保険者制度発足まで、あと残り 3 か月で未納にしてしまうのは、不自然ではないか。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 12 月に近所の友人から、専業主婦であっても国民年金に加入できることを聞き、将来少しでも多く年金が受けられるようにと任意加入して、その後は申立期間も含め、納付書により定期的に郵便局で国民年金保険料を納付してきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによって同年 12 月ころに払い出されていると推認され、その時点からすると、申立期間は納付可能な期間である。

また、申立期間の直前は納付済みとなっており、3 か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 53 年 1 月から 60 歳になった平成 12 年\*月まで定額保険料及び付加保険料を納付してきたのに申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 53 年 1 月から 60 歳になるまで定額保険料及び付加保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 52 年 11 月 4 日に払い出されたものと推認できる上、申立人の年金手帳から付加保険料の加入手続日は 53 年 1 月 24 日と確認できることから、申立期間の定額保険料及び付加保険料は納付可能な期間である。

また、申立人は、申立期間前の昭和 52 年 11 月に国民年金に任意加入し、53 年 1 月から 60 歳になるまで申立期間を除き定額保険料及び付加保険料をすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと推認できる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、その前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間の保険料を未納とする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月

国民年金保険料については、昭和46年12月から納付を続けてきた。昭和62年8月から平成9年5月までの間は、国民年金保険料に加え付加保険料も欠かさず納付してきたはずであり、申立期間の付加保険料が納付されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年8月から平成9年5月までの間は、国民年金保険料の納付に加え、付加保険料も欠かさず納付してきたとしているところ、申立期間の前後の付加保険料は納付済みとなっており、1か月と短期間である申立期間の付加保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料の納付に関し、納付金額、納付方法及び納付場所などを具体的に記憶している。

さらに、申立人は、昭和46年12月に国民年金被保険者資格を取得後、保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年9月まで  
② 昭和61年4月から63年3月まで

申立期間のころの国民年金保険料については、生活が苦しかったこともあり、1年から2年ほど未納があったことは認めるが、未納期間が42か月間もあることには納得できない。申立期間については、私が夫婦二人分の保険料の納付や免除申請をしているはずなので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和62年4月から63年3月までの期間について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料の納付や免除申請をしているはずであるとしているところ、申立人の妻の納付記録は、62年4月から同年6月までの期間が申請免除となっている上、A市の「国民年金収滞納一覧表」には、62年4月から63年3月の賦課内容の欄に「申免」と記載されていることが確認できることから、当該期間については免除されていたものと推認できる。

2 一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和61年4月から62年3月までの期間についても、申立人は同様の主張をしているが、保険料納付記録では、その妻は59年4月から60年9月までが未納、60年10月から61年3月までが申請免除、そして61年4月から62年3月までが未納となっており、申立人とその妻の納付記録は一致している。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの期間、同年10月から46年3月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで  
③ 昭和56年10月から57年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納になっていた。

申立期間①及び②は叔父が社長をしていたA社に勤めていた時期であり、叔父が保険料を納付してくれていた。

また、海外から帰国後の申立期間③は、年金制度のありがたさを認識していた時期であり、妻が納付してくれていた。

申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料はその叔父が、また、申立期間③の保険料はその妻が納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人は申立期間以外に未納は無い上、申立期間①、②及び③の前後は納付済みであり、それぞれ6か月と短期間である申立期間①、②及び③の保険料を納付できなかった特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金については、父が加入手続きをしてくれ保険料も納付してくれていた。ところが、申立期間の保険料が還付された記録があると指摘された。当該期間の保険料の還付手続きをしたこともなく、保険料が還付された記憶も無い。申立期間が未加入になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったと申し立てているところ、申立人の所持する「国民年金保険料領収書」により、申立期間の保険料を A 組合に納付したことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の保険料について還付手続きを行った記憶も、還付金を受領した記憶も無いと申し立てているところ、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）の昭和 51 年度摘要欄に「51. 4～6 還付 5,400 円 54. 3. 2」の記載が確認できることから、54 年 3 月 2 日付けで、申立期間の保険料 5,400 円が還付されたものと推認されるが、申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」欄に「昭和 51 年 2 月 1 日」と、「被保険者の種別」欄に(強)と、「被保険者でなくなった日」欄に、「昭和 51 年 7 月 21 日」と、それぞれ記載されていることから、申立期間は強制加入期間であったと推認される上、その期間に厚生年金保険に加入した形跡も見当たらないことから、保険料を申立人に還付する事由は見当たらず、誤った還付が行われたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月ころ A 市役所で国民年金に加入した。保険料は、郵送された納付書により市役所の窓口で私が納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月ころ A 市役所で国民年金に加入し、保険料は市役所の窓口で申立人が納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、63 年 4 月ころに払い出されたものと推認でき、その時点からすると、申立期間は過年度納付可能な期間である上、申立人が 24 か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以降は国民年金保険料の未納は無く、国民年金から厚生年金保険への切替手続及び種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金制度の理解と保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、町会からのお知らせや A 市役所において開催された国民年金制度についての説明会などで国民年金制度を知り、夫が同市役所において夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、毎月、自宅に納付組織の集金人が来て、私が夫の分の保険料である 150 円と私の分の保険料である 100 円を渡し納付した。その際、領収書を受け取る代わりに、その集金人が持参した帳面に集金人と私が押印をすることで納付したことを双方で確認した。最初の集金人は女性の B さんであり、次の集金人は男性であったことを記憶している。

また、申立期間②の国民年金保険料については、C 金庫の職員が自宅に来た際に、毎月納付書と一緒に夫婦二人分の保険料を渡し納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、納付組織の人が自宅に集金に訪れた際に、夫婦二人分の国民年金保険料である 250 円をその集金人に渡し納付していたとしているところ、同市役所が発行した文書から、申立期間①当時に納付組織が存在し、集金人が保険料を集金していたことが確認

でき、申立人の主張している保険料額は、申立期間①当時の保険料額と一致している上、申立人は当時の納付状況を鮮明に記憶しており、申立人の主張には信憑性<sup>びよう</sup>がうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、C金庫の職員が自宅に訪れた際に、納付書と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間②当時、A市が保険料の納付書を発行していたことが確認できる上、申立期間②当時の保険料の納付場所としてC金庫市内各本支店においての納付が可能であったことから、申立人が同金庫の職員に保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さ<sup>ふぜんさ</sup>はうかがわれな
- 3 申立人は、申立期間①及び②以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識が高いと推認される上、申立期間①は3か月、申立期間②は12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。
- 4 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月ころに払い出されており、申立期間①及び②の保険料が納付可能な期間である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、町会からのお知らせやA市役所において開催された国民年金制度についての説明会などで国民年金制度を知り、夫が同市役所において夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、毎月、自宅に納付組織の集金人が来て、私が夫の分の保険料である 150 円と私の分の保険料である 100 円を渡し納付した。その際、領収書を受け取る代わりに、その集金人が持参した帳面に集金人と私が押印をすることで納付したことを双方で確認した。最初の集金人は女性のBさんであり、次の集金人は男性であったことを記憶している。

また、申立期間②の国民年金保険料については、C金庫の職員が自宅に来た際に、毎月納付書と一緒に夫婦二人分の保険料を渡し納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、納付組織の人が自宅に集金に訪れた際に、夫婦二人分の国民年金保険料である 250 円をその集金人に渡し納付していたとしているところ、同市役所が発行した文書から、申立期間①当時に納付組織が存在し、集金人が保険料を集金していたことが確認でき、申立人の主張している保険料額は、申立期間①当時の保険料額と一致している上、申立人は当時の納付状況を鮮明に記憶しており、申立

人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性がうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、C金庫の職員が自宅に訪れた際に、納付書と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間②当時、A市が保険料の納付書を発行していたことが確認できる上、申立期間②当時の保険料の納付場所としてC金庫市内各本支店においての納付が可能であったことから、申立人が同金庫の職員に保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはうかがわれな  
い。
- 3 申立人は、申立期間①及び②以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識が高いと推認される上、申立期間①は3か月、申立期間②は12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。
- 4 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月ころに払い出されており、申立期間①及び②の保険料が納付可能な期間である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

昭和36年に、私がA区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続をして、保険料も私がA区役所のB地にある出張所で夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料については、当時の夫が納付済みとなっているのに私だけ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に夫婦二人分の国民年金加入手続をし、申立期間の保険料も納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和36年度中に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は保険料の現年度納付が可能な期間である。

また、一緒に納付したとする申立人の前夫の申立期間は納付済みとなっている上、申立人が、9か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険との切替手続を適切に行っていることから、国民年金制度の理解と保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は昭和 47 年\*月に 20 歳になったが、誕生日の前日に母が A 市役所（現在は、B 市役所）で国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も市役所の窓口で支払ってくれていたはずだ。

昭和 48 年 4 月に就職してからは自分で保険料を納付するようになったにもかかわらず、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、その前後は納付済みであり、申立期間①直後の昭和 50 年 4 月以降現在まで申立期間②を除き未納期間は無く、申立人が、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付してくれたとする申立人の母も加入手続に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号払出状況から昭和 50 年 11 月ころに払い出されたと推認され、申立期間①の一部は時効により保険料は納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は最初にもらった年金手帳が現在所持するオレンジ色の手帳であるとしており、オレンジ色の年金手帳は昭和 49 年 11 月から使用されていることから申立内容に齟齬<sup>そご</sup>がみられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から50年3月まで

私は、昭和46年3月に結婚して、47年\*月に20歳になったとき、元夫と一緒にA区役所B出張所に加入手続に行き、その場で保険料納付書を受け取り、1か月分約1万円の保険料を納付してからは、毎月送られてきた納付書で元夫が保険料を払った。その後3度転居したが、その都度役所にきちんと届出をしていたので必ず納付書が送られてきて保険料を納めた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和47年\*月ころ、その元夫と一緒にA区役所B出張所で国民年金の加入手続をし、毎月送られてきた納付書で申立人の元夫が保険料を納付したとしているが、申立人が加入手続をしたとするB出張所は存在せず、A区では毎月納付となったのは62年4月からであるとしており、申立人の主張には齟齬<sup>そご</sup>がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月ころ払い出されたと推認でき、払出時点からすると、申立期間のうち49年3月以前は時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間のすべての保険料を納付するためには特例納付によるほかないが、申立人は元夫が現年度納付したと主張しており、過年度納付や特例納付を行ったかどうかは不明である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期

間（昭和 49 年度）については、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、さかのぼって保険料を納付することが可能な期間であるところ、同期間の直後の 50 年度の保険料は過年度納付されたと推認でき、保険料額の低い 49 年度を納付せずに 50 年度のみを納付したとするのは不自然であり、50 年度分を過年度納付した時に合わせて 49 年度も納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、社会保険庁（当時）に納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できなかったとの回答を得たが、納付しているはずであり、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 2 月 28 日に夫婦連番で払い出され、同月に 51 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料を夫婦二人分まとめて納付しており、当該時点で申立期間①の保険料は過年度納付可能な期間である。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間①以降に申立期間②を除いて国民年金保険料の未納期間は無く、保険料の前納や口座振替を行うなど、保険料の納付意識が高い上、申立期間②前後の加入期間約 30 年のうち、3 か月間と短期間である申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。

3 申立人の妻は、申立人が申し立てた申立期間①を含む昭和 45 年 1 月から 51 年 3 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料について、申立人の保険料を含めて一緒に納付したと主張して埼玉地方第三者委員会に申し立てており、申立期間①は、申立人の妻が納付したとする保険

料が、国民年金手帳記号番号の払出日から時効にかからない申立期間①の夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付する場合の金額とおおむね一致する上、申立期間②は、その前後の期間が納付済みで納付を阻害する経済的事情が見当たらず、3か月間と短期間であるとして既にあっせんされている。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社（現在は株式会社 B）における申立期間に係る資格取得日の記録を昭和 58 年 11 月 28 日に、資格喪失日の記録を同年 12 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 28 日から 59 年 2 月 1 日まで  
昭和 54 年 4 月 2 日から平成 18 年 8 月 20 日まで A 株式会社に勤務していたが、当初は、社長の親族が経営する株式会社 C で厚生年金保険に加入していた。株式会社 C が倒産したため、58 年 11 月 \* 日付けで同社における被保険者資格を喪失したが、A 株式会社における資格取得日は 59 年 2 月 1 日となっている。この間も同社で勤務し、厚生年金保険料を給与控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 株式会社 B の保管する給与台帳、総合振込金受取書等の記録により、申立人は、申立期間において、A 株式会社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社における昭和 59 年 8 月の給与支給に際して、当該控除済み保険料のうち 58 年 12 月及び 59 年 1 月の保険料が申立人に返済されていることが、当該記録により確認できることから、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた期間は、58 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日までであると

認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与台帳の厚生年金保険料控除額及び返済額の記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、オンラインの記録によれば、A株式会社は昭和59年2月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、47年9月28日に株式会社として成立しており、給与台帳等の記録により、申立期間には18人の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の昭和58年11月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和58年12月1日から59年2月1日までの期間については、前述のとおり、申立人は、事業主によりいったん給与から控除された当該期間の厚生年金保険料を後日返還されたことが確認できることから、この期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成19年12月12日について、その主張する標準賞与額（89万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は株式会社B）における同月の標準賞与額の記録を89万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月  
② 平成19年12月

株式会社Aから支給された、平成18年12月及び19年12月の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査して、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の保管する「2007年冬 年末賞与」明細書及び株式会社Bの保管する「平成19年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」等から、申立人は、平成19年12月12日に株式会社Aから賞与の支払を受け、89万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、申立人の保管する「2006年

年末賞与」明細書の記載内容に基づいて、平成 18 年 12 月に株式会社 A から 100 万円の賞与の支払を受け、100 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと主張している。

しかしながら、株式会社 B の事業主は、「平成 18 年 12 月には、19 年 6 月に支払を予定していた決算賞与の一部を仮払金として社員に支給しており、申立人には 81 万円を支給した。仮払金支給時に社員にはその旨の説明をしている。」と回答しており、申立人と同じく 18 年 12 月には標準賞与額の記録が確認できない二人の同僚は、「18 年 12 月賞与の支払に際して、事業主から仮払金であるとの説明を受けた。」と供述している。

また、株式会社 B の保管する仮払金に係る総勘定元帳及び普通預金通帳により、平成 18 年 12 月 15 日に、申立人に対して 81 万円を仮払金として支給したことが確認できる。

さらに、申立人の保管する「2007 年夏 決算賞与」明細書及び給与振込口座の普通預金通帳により、平成 19 年 6 月 25 日には、支給額 166 万円から、当該明細書に「12 月 15 日仮払金」と記載されて 81 万円を控除された賞与が、株式会社 A から支給されていることが確認できる上、株式会社 B が保管する申立人に係る「平成 18 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」には同年中の賞与支給の記載は無く、「平成 19 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」には 166 万円の賞与支給が記載されているところから、株式会社 A は、申立人に対し、18 年 12 月 15 日に 81 万円を仮払金として支給し、19 年 6 月 25 日に決算賞与として支給した 166 万円の中から仮払金の清算として 81 万円を控除していたことが認められる。

このほか、申立人の申立期間①における標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社C支社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月1日から同年12月1日まで  
年金記録を確認したところ、記録に漏れがあることを知った。会社を辞めているわけでもないし、申立期間も継続して厚生年金保険料を控除されているはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D組合提出の被保険者台帳、事業主提出の「61年11月給与分出向者控除金額通知書」及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めて株式会社A及び株式会社Eに継続して勤務し（昭和61年12月1日に株式会社Aから株式会社Eに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける昭和61年10月のオンライン記録及び「61年11月給与分出向者控除金額通知書」に記載の同年11月分の厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和61年11月1日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録した

とは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月2日から49年9月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を46年9月2日、資格喪失日に係る記録を49年9月8日とし、当該期間に係る標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和49年9月8日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC事務局（現在は、D事務局）における資格取得日に係る記録を49年9月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月2日から49年10月1日まで  
ねんきん特別便によると、B社に勤務していた昭和45年2月16日から平成13年3月31日までの期間のうち、D事務局の職員として海外派遣された昭和46年9月2日から49年10月1日までの厚生年金保険の被保険者期間が37か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和46年9月2日から49年9月8日までの期間に

ついて、B社から提出された申立人の人事記録から、申立人の主張のとおり、申立人が当該期間において同社からE業務の専門家としてF国へ派遣されていたことが確認できる。

また、B社に照会したところ、「職員を専門家として海外に派遣する場合の身分は休職となるが、厚生年金保険には継続して加入させることが当社の規程により定められており、派遣中も厚生年金保険料が控除されていたと思う。」としており、同社から提出された「技術協力のために海外に派遣する職員の身分等の取扱いに関する規程」（昭和48年7月24日規程第13号）第8条により、職員が海外派遣されている期間も社会保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除していたことが確認できる。

さらに、同社は、「D事務局の職員が海外派遣される場合、D事務局における被保険者資格を喪失させ、B社において被保険者資格を取得し、帰国後に同社における被保険者資格を喪失させ、Dにおいて再度被保険者資格を取得させる取扱いであった。」と供述している上、オンライン記録において、申立人と同様に、当該期間とほぼ同時期の昭和46年11月から49年7月まで海外に派遣されている同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、B社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失することなく、継続して加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の派遣期間中の標準報酬月額が、派遣期間前の標準報酬月額と同額であることを踏まえると、申立人のD事務局における昭和46年8月の標準報酬月額が8万円であることから同額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主は当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から49年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 49 年 9 月 8 日から同年 10 月 1 日までの期間について、B 社から提出された申立人の人事記録から、申立人が、当該期間において D 事務局に勤務していたことが確認できる。

また、B 社に照会したところ、「職員の身分は派遣中も復職後も継続されているので、厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じることは考えられない。」と供述している上、オンライン記録において、申立人とほぼ同時期に海外に派遣されていた同僚二人の厚生年金保険の被保険者記録は、同社から提出された当該同僚の復職日に D 事務局における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の D 事務局における昭和 49 年 10 月の標準報酬月額が 14 万 2,000 円であることから同額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①のうち、平成4年12月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額を22万円、5年10月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額（19万円から22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年10月は20万円、同年11月から7年2月までは19万円、同年3月から同年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から6年10月1日まで  
② 平成6年10月1日から7年10月13日まで

ねんきん定期便によると、株式会社Aに勤務した期間のうち、両申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が17万円及び18万円になっているが、給与明細書と比較し低額である。実際に支払われた給与額と相違しているので、申立期間の厚生年金保険標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①の標準報酬月額については、株式会社Aにおける申立人に係るオンライン記録によると、当初、平成4年12月から5年9月まで

は 22 万円、同年 10 月から 6 年 9 月までは 24 万円と記録されていたところ、同年 2 月 23 日付けで、5 年 10 月の定時決定の記録を取り消し、4 年 12 月から 5 年 9 月までは 17 万円、5 年 10 月から 6 年 9 月までは 18 万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社 A では、申立人と同様に平成 6 年 2 月 23 日付けで遡及訂正された者は、申立人を含み 6 人（4 年 12 月までの遡及者 4 人、5 年 10 月までの遡及者 2 人）おり、さらに、4 人の被保険者が同社を退職後に同日付けでさかのぼって、標準報酬月額に係る定時決定の記録を取り消し、標準報酬月額が引き下げられている（4 年 12 月までの遡及者 3 人、5 年 10 月までの遡及者 1 人）。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書（平成 5 年・7 か月分、6 年・7 か月分）により、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（17 万円及び 18 万円）に減額されておらず、申立人が主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

また、当時の同僚で回答のあった 3 人は、「訂正処理は事業主が行った。」と供述しており、「資金繰りが悪くなり給与の遅配が行われていた。」とも供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 6 年 2 月 23 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において申立人に係る 4 年 12 月に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の同年 12 月から 6 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である 4 年 12 月から 5 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 6 年 9 月までは 24 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②については、平成 6 年 10 月から 7 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人が所持する給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額（6 年 10 月は 20 万円、同年 11 月から 7 年 2 月までは 19 万円、同年 3 月から同年 9 月までは 22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年1月から同年7月までは34万円、同年8月から5年8月までは41万円、同年9月から6年6月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から6年6月まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社AでB職として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与額より大幅に低い額となっていた。申立期間は、休職後の期間で、給与は若干下がったものの、それでも月30万円以上は支給されていたので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の平成4年1月から5年3月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、4年1月から同年7月までは34万円、同年8月から5年3月までは41万円と記録されていた。

しかしながら、株式会社Aに係るオンライン記録では、申立人の当該標準報酬月額の記録は平成5年4月7日付けで9万8,000円に遡及して引き下げられているほか、当該訂正処理が行われた日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した7人を含め、多数の者が同日付けで標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

また、同社が当時加入していたC基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録では、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の当初の記録どおりとなっている。

さらに、同社の元事業主は、社会保険事務所への届出等については把握していなかったのが不明であるとしながらも、「当時、経営が悪化し、厚

生年金保険料の滞納があった。これに関して、『社会保険事務所から処理は任せてくれと言われた。』との報告は経理担当者から受けていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の結果として記録されている申立人の4年1月から5年8月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年1月から同年7月までは34万円、同年8月から5年8月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人の平成5年9月から6年6月までの標準報酬月額については、同社が同年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日より後の同年8月8日付けで、当初記録されていた38万円から8万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して減額訂正されていることがオンライン記録で確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成2年12月は36万円、3年1月及び同年2月は41万円、同年9月は36万円、同年12月から4年2月までの期間は38万円、6年12月から7年7月までの期間は34万円、同年10月から8年9月までの期間は38万円、12年10月から13年4月までの期間は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月及び14年10月から同年12月までの期間は36万円、15年1月は34万円、同年2月から同年4月までの期間は36万円、同年5月は34万円、同年6月から同年8月までの期間は36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月から16年4月までの期間は36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 1 日から平成 17 年 1 月 1 日まで  
申立期間については、A株式会社における標準報酬月額が、給与明細書と違っている。給与明細書を添付するので詳細に調べた上、申立期間について正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出のA株式会社に係る給与明細書、同社提出の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿等において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、平成2年12月は36万円、3年1月及び同年2月は41万円、同年9月は36万円、同年12月から4年2月までの期間は38万円、6年12月から7年7月までの期間は34万円、同年10月から8年9月までの期間は38万円、12年10月から13年4月までの期間は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月及び14年10月から同年12月までの期間は36万円、15年1月は34万円、同年2月から同年4月までの期間は36万円、同年5月は34万円、同年6月から同年8月までの期間は36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月から16年4月までの期間は36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、今回訂正する期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を適正に納付していないことを認めていることから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和60年12月から平成元年11月までの期間、3年4月から同年7月までの期間、同年10月、4年4月から同年8月までの期間、同年10月から6年4月までの期間、同年6月から同年11月までの期間、7年8月及び同年9月、8年10月から9年12月までの期間、10年1月から12年9月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出のA株式会社に係る給与明細書及び同社提出の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿等に記載の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 また、申立期間のうち、昭和60年9月から同年11月までの期間、平成元年12月から2年11月までの期間、3年3月、同年8月、同年11月、4年3月、同年9月及び6年5月に係る標準報酬月額については、

当該期間の報酬月額及び控除保険料額が不明であることのほか、事業主からも保険料控除について明確な供述が得られず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和59年8月13日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和59年6月及び同年7月の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年6月20日から60年4月26日まで  
申立期間においてA株式会社及びB株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和55年5月23日から59年8月12日まで、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、適用事業所名簿によれば、A株式会社は昭和59年6月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立人に係る事業所別被保険者原票の記録によると、同日後の60年3月20日に、申立人の資格喪失日が当初の59年8月13日から同年6月20日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

さらに、昭和59年6月20日付けで被保険者資格を喪失されている複数の同僚についても、当初の資格喪失日が60年3月20日に取り消され、申立人と同じ資格喪失日である59年6月20日に訂正されていることが確認できる。

なお、当該事業所の元事業主は、昭和60年1月又は同年2月ころ、経営が行き詰まったことから社会保険料の精算をするため、社会保険事務所(当時)に出向いたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 59 年 6 月 20 日までさかのぼって資格喪失処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 株式会社における資格喪失日は、厚生年金保険被保険者原票に当初記載されていた 59 年 8 月 13 日であると認められる。

なお、昭和 59 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、社会保険事務所における当該訂正前の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、A 株式会社を離職後の昭和 59 年 8 月 13 日から 60 年 4 月 26 日までの期間については、申立人の記憶及び複数の同僚が「59 年 8 月ころから B 株式会社で申立人と一緒に仕事をした」と供述していることから、正確な期間は特定できないものの、一定の期間、申立人が B 株式会社において勤務していたことはうかがえる。

なお、A 株式会社の元事業主は、「(同社の) 経営不振が表面化したころ、申立人は C 市の B 株式会社の営業所に再雇用された」と供述していることに加え、B 株式会社も「59 年 8 月 13 日から A 株式会社の D 業務を開始し、同社から複数の従業員を受け入れた。」と供述している。

しかしながら、申立人に係る B 株式会社における雇用保険の加入記録は無く、同社において申立人とともに勤務した複数の同僚は、当該事業所における社会保険は希望者にのみ加入させていた旨を供述している。

また、申立人は昭和 60 年 2 月 13 日に雇用保険の受給資格決定を受け、同年 2 月 20 日から同年 4 月 27 日までの期間に係る基本手当を受給していたことが確認できる。

さらに、B 株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間に係る申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険整理番号にも欠番は見られない。

加えて、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月21日に訂正し、申立期間における標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月21日から同年6月21日まで  
社会保険庁(当時)の記録によれば、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和56年3月21日になっているが、同年6月20日まで勤務していた。

保管している申立期間に係る給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた申立期間に係る給与明細書及び昭和56年分給与所得の源泉徴収票(昭和56年6月20日退職)により、申立人が同年6月20日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書における保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和27年8月1日、資格喪失日は30年7月18日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年8月から29年9月までの期間は8,000円、同年10月から30年6月までの期間は9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年ころから30年ころまで

厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の記録が無いことが判明した。A株式会社には、昭和27年ころから3年くらい継続勤務していた。職種はC職でDを作っていた。正社員であったので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和27年8月1日、資格喪失日は30年7月18日）が確認できる。

さらに、申立人の元同僚からは「申立人と申立期間当時、一緒に勤務し同じ仕事をしていた。「E」姓の従業員は、申立人以外にはいなかったと思う。」旨の供述が得られているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記の記録のほかに申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保

険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 27 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、30 年 7 月 18 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人の A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和 27 年 8 月から 29 年 9 月までの期間は 8,000 円、同年 10 月から 30 年 6 月までの期間は 9,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年5月15日、資格喪失日は同年7月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月15日から同年7月25日まで  
② 昭和28年8月4日から31年8月26日まで

私は中学を卒業後、ほんの短い期間ではあるが株式会社Aに勤務していたので申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、昨年、社会保険事務所（当時）において年金記録を確認した際に、株式会社Cで勤務していた一部の期間が脱退手当金として支給されていることを知った。私は同社を資格喪失した昭和31年8月当時、脱退手当金という制度を知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、勤務場所及び勤務内容に係る申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間①において、株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名（旧姓D）で

生年月日も同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 24 年 5 月 15 日、資格喪失日は同年 7 月 25 日）が確認できる。

さらに、申立人の旧姓及び生年月日でオンラインにて氏名検索を行ったところ申立人のみが該当する上、当該未統合の記録における被保険者期間は申立人の申立期間と一致しており、当該記録の厚生年金保険被保険者は、平成 22 年 9 月現在では 76 歳に達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 5 月 15 日に被保険者資格を取得し、同年 7 月 25 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人の株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、2,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人の生年月日は昭和 9 年\*月\*日であるが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では 8 年 5 月 3 日と誤って記録されたまま（平成 22 年に訂正処理）であり、脱退手当金の裁定請求が誤った日付で行われたことが推認できるが、請求に当たって申立人が自己の生年月日を誤って行ったとするのは不自然である。

また、株式会社 C は、申立期間②当時、代理請求を行っていたかは不明としており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後各 5 ページに記載されている女性 50 人のうち、脱退手当金の受給資格を有する 12 人中支給記録がある者は申立人を含めて 4 人であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②より前の被保険者期間 33 か月間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求となっている被保険者期間は、申立期間②と同一事業所でありこの約 3 年勤務した事業所を失念するとは考え難い。

加えて、申立人の脱退手当金は昭和 31 年 12 月 19 日に支給決定されているが、申立人は同年 10 月に国際結婚をしており、申立人のパスポートには「右の者は日本国民であって、永住のため E 国へ（以下余白）赴く

から通路故障なく旅行させ且つ必要な保護扶助を与えられるよう、その筋の諸官に要請する。」とされている上、同年 11 月 24 日に出国し 35 年 6 月 12 日に帰国するまで国外に居住していたことが当該パスポートにて確認できることから、脱退手当金の請求は過去のすべての被保険者期間について行うのが自然と考えられる上、脱退手当金を受給する前に出国することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における資格取得日に係る記録を平成14年3月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年3月は11万円、同年4月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立期間②の標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年5月から15年3月までの期間を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月20日から同年5月7日まで  
② 平成14年5月7日から15年5月1日まで

申立期間①については、平成14年3月20日から15年5月20日までA有限会社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。

当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、標準報酬月額が、手元に残っている給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出を受けた平成14年4月及び

同年5月の給与明細書から判断すると、申立人がA有限会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、20日締め翌月2日支払との申立人の供述及び当該事業所が社会保険手続を委託していた労務管理行政事務所の供述から、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると考えられるところ、申立期間①の標準報酬月額については、平成14年3月はA有限会社における給与明細書の報酬月額の記録から11万円、同年4月は同社における給与明細書の保険料控除額の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、申立期間②のうち、平成14年5月から15年3月までは18万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成15年4月に係る標準報酬月額につい

ては、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と申立人の給与明細書において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（平成9年5月から同年8月までは15万円、同年9月から11年3月までは18万円）であった認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を9年5月から同年8月までは15万円に、同年9月から11年3月までは18万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から11年4月1日まで

ねんきん定期便では、有限会社Aに勤務していた平成9年5月から11年3月までの期間について厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていることが確認された。申立期間当時は一従業員で当該事業所の経営には携わっていなかったため、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成9年5月から同年8月までは申立人が主張する15万円、同年9月から11年3月までは同じく18万円と記録されていたところ、同年4月14日付けで、9年5月にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の代表者は、「当時は資金繰りが大変で、社会保険料が後回しになってしまい、社会保険事務所へ度々相談に行った。それに伴い、事業主及び申立人の標準報酬月額の引下げをさかのぼって行うために、社会保険事務所の担当者に社印を押した書類を持参した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該事業所における被保険者3人のうち、事業主についても申立人と同様に平成11年4月14日付けで9年5月1日にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる上、11年4月14日付けで9年9月1日の標準報酬月額変更及び10年

10月1日の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく定時決定による標準報酬月額が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月14日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た9年5月から同年8月までは15万円、同年9月から11年3月までは18万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成3年3月から9年9月までは47万円、同年10月及び同年11月は44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から9年12月21日まで  
オンライン記録では、平成3年3月1日から9年12月21日までの標準報酬月額が26万円となっているが、45万円ぐらいと思うので申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年3月1日から9年10月1日までは47万円、9年10月1日から同年12月21日までは44万円と記録されていたところ、申立人が同社を退職後の10年6月1日付けで、過去7年間の定時決定が訂正され、3年3月1日にさかのぼって26万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の当時の厚生年金保険被保険者数は34人であったところ、このうちの事業主及びその妻については、平成10年6月1日付けで、4年10月1日から10年9月までの期間の標準報酬月額が最高等級から最低等級の標準報酬月額に減額されていることが確認できる。

さらに、事業主及び元同僚から、平成10年6月当時、当事業所において多額の厚生年金保険料の滞納があったとの供述が得られた。

加えて、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが商業登記簿から確認できるが、遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正した平成10年6月1日は、申立人が同社を退職して6か月後であること、また、事業主及び元同僚は、「申立人は取締役ではあったものの名目だけでただの運転手だった。減額訂正

処理は事業主が行った。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

その上、申立人から提出された平成8年度及び10年度の町民税・県民税納税通知書から、申立人が申立期間において事業主により47万円(10年度の一部は44万円)の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について平成3年3月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、同年3月から9年9月までは47万円、同年10月及び同年11月は44万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年6月25日及び17年6月24日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、15年6月25日及び17年6月24日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の15年6月25日及び17年6月24日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成17年6月24日

株式会社Aから平成15年6月25日及び17年6月24日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、15年6月25日及び17年6月24日に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、15年6月25日及び17年6月24日の標準賞与額について認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成15年6月25日及び17年6月24日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、15年6月25日及び17年6月24日について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当

時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 15 年 6 月 25 日及び 17 年 6 月 24 日の 150 万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 15 年 6 月 25 日及び 17 年 6 月 24 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年6月25日及び17年6月24日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、15年6月25日及び17年6月24日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の15年6月25日及び17年6月24日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月25日  
② 平成17年6月24日

株式会社Aから平成15年6月25日及び17年6月24日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、15年6月25日及び17年6月24日に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、15年6月25日及び17年6月24日の標準賞与額について認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成15年6月25日及び17年6月24日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、15年6月25日及び17年6月24日について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当

時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 15 年 6 月 25 日及び 17 年 6 月 24 日の 150 万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は 15 年 6 月 25 日及び 17 年 6 月 24 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月24日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、同年6月24日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同年6月24日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月24日

株式会社Aから平成17年6月24日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、同年6月24日に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、同年6月24日の標準賞与額について認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成17年6月24日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、同年6月24日について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年6月24日の150万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同年6月24日に係

る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月24日及び18年6月26日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、17年6月24日及び18年6月26日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の17年6月24日及び18年6月26日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月24日  
② 平成18年6月26日

株式会社Aから平成17年6月24日に、B株式会社から18年6月26日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、17年6月24日及び18年6月26日に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、17年6月24日及び18年6月26日の標準報酬月額について認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおいて平成17年6月24日に、B株式会社において18年6月26日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、17年6月24日及び18年6月26日について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の各事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、各事業主が申立期

間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 17 年 6 月 24 日及び 18 年 6 月 26 日の 150 万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、各事業主は 17 年 6 月 24 日又は 18 年 6 月 26 日に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 4 月まで

A を退職後、将来のことを考えて昭和 50 年 6 月に国民年金に加入し、一度も遅れることなく保険料を納付してきた。夫の海外勤務が決まって家族全員で海外に行くことになり、諸手続のため夫が 57 年 3 月下旬又は同年 4 月の上旬ころ B 市役所（現在は、C 市役所）を訪れたとき、市の職員に国民年金も海外に行く 3 年分の保険料を納付しておいた方がいいと勧められ、申立期間の保険料を一括で前納した。申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の海外勤務が決まり、昭和 57 年 3 月下旬又は同年 4 月上旬ころ、その夫が B 市役所で職員に勧められて海外で勤務する 3 年分の国民年金保険料を納付するよう勧められ、一括で前納したとしているが、B 市役所によると、国民年金被保険者が海外に住所を移転することが分かっていた場合には、その期間の保険料の前納は受け付けていなかったとしている上、日本年金機構 D 事務センターによると、56 年 5 月から 58 年 3 月の間に保険料を前納する場合は、申立期間のうち、57 年 4 月から 58 年 3 月の保険料までしか前納できなかったことから、申立人の主張には齟齬がある。

また、戸籍の附票から申立人は昭和 57 年 4 月 21 日付けで E 国に住所を移転していることが確認できることから、57 年 4 月 22 日に資格喪失となっている記録に不自然さは見られず、61 年 4 月の国民年金法の改正前では、申立期間は国民年金の適用除外となるため未加入期間となるところ、仮に、申立期間について保険料を納付していれば当該保険料は還付

されることになるが、申立人の納付記録には還付記録は見当たらず、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 2 月までの期間、39 年 4 月から 46 年 11 月までの期間及び 48 年 2 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 39 年 2 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 46 年 11 月まで  
③ 昭和 48 年 2 月から 49 年 3 月まで

国民年金への加入手続については、私が 31 歳になった昭和 49 年ころに A 店を開業し、その 1 年か 2 年後に B 区役所から、「今なら、20 歳にさかのぼって納付できる。」として国民年金への加入勧奨があったので、B 区役所に行ったところ、窓口で 10 万円の印紙を購入するように言われ、普段は見たこともない高額な印紙を購入して国民年金保険料の 9 万円ほどを納付した記憶がある。申立期間①、②及び③が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、申立人が 31 歳になった昭和 49 年ころの 1 年か 2 年後に B 区役所から「今なら、20 歳にさかのぼって納付できる。」として国民年金への加入勧奨があったので、B 区役所に行ったところ、窓口で 10 万円の印紙を購入するように言われ、同額の印紙を購入して国民年金保険料の 9 万円ほどを納付した記憶があるとしているが、特例納付をするに当たり印紙で納付することは行われていないため、申立人の主張する納付方法は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 50 年 8 月ころ払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①、②及び③のうち 38 年 3 月から 48 年 3 月までは第 2 回特例納付ができるが、48 年 4 月から同年 6 月までは時効によ

り納付できず、その時点で実施されていた第2回特例納付によっても納付できない期間である。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号払出時点で過去の未納分を一括納付した場合、昭和48年7月から50年3月までは過年度納付として1万7,400円が、50年4月から同年9月までは現年度納付として6,600円の保険料が必要となる上、38年3月から48年3月までの特例納付可能期間（39年3月及び46年12月から48年1月までの期間は厚生年金保険被保険者期間とされているが、両期間は平成15年5月23日に国民年金の未納期間が厚生年金保険被保険者期間に訂正されたものであり、申立人がB区役所で一括納付したとする昭和50年8月ころの時点では、未納期間であった。）について、特例納付に必要な金額は、10万8,900円となり、国民年金加入時点で必要な保険料額は合計13万2,900円であり申立人の主張する金額と相違している。

加えて、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から59年3月まで

結婚した昭和50年ころ、A市役所（現在は、B市役所）職員の知人から国民年金への加入を勧められ、妻が私の国民年金への加入手続を行った。保険料の納付は、「C組合」の役員が定期的に置いていった集金袋に入っていた茶封筒に記載されていた3か月分の保険料額を確認し、夫婦二人分の保険料を母に渡し、母が集金袋に現金を入れて納税組合の役員の家に行き、保険料を納付していた。妻も何回かは役員の家に行き、保険料を納付していた。妻は保険料が納付済みであるのに私の分が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、結婚した昭和50年ころ、A市役所職員の知人から国民年金への加入を勧められ、申立人の妻が申立人の国民年金への加入手続を行い、保険料の納付は、「C組合」の役員が定期的に置いていった集金袋に入っていた茶封筒に記載されていた3か月分の保険料額を確認し、夫婦二人分の保険料を申立人の母親に渡し、その母が集金袋に現金を入れて納税組合の役員の家に行き、保険料を納付していたとし、その妻も何回かは役員の家に行き、保険料を納付していたとしている。しかしながら、保険料を納付したとする「C組合」が申立期間当時、存在していたことが確認できたものの、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をその母親に依頼したとするその妻から、保険料額及び何か月分の保険料を納付したとする具体的な申述が得られない上、納税組合に申立人の保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界しており証言が得られないことから、申

立期間における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 2 月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち 50 年 4 月から 56 年 12 月までの期間は時効により納付できず、57 年 1 月から 58 年 3 月までの期間はさかのぼって保険料を納付する期間となるが、申立人及びその妻からはさかのぼって保険料を納付したとする申述は得られない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 57 年 6 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで

申立期間①について、昭和 53 年\*月に私が 20 歳になると、すぐに国民年金加入についての書類が A 市役所から届いた。当時大学生であった私は、国民年金に加入する必要はないと思い、それを放っておいたが、その後 A 市役所から連絡があり、学生であれば免除申請をするように言われたので、届いていた書類を持参し、同市役所の窓口で免除申請の手続をした。その手続の際には、複数枚の書類に記入させられた記憶がある。

申立期間②について、私は昭和 57 年 5 月にそれまで勤務していた会社を退職し無職となったので、A 市役所に問い合わせをした上で、同市役所へ免除申請の手続に行った。この際にも、複数枚の書類に記入させられた。

申立期間①及び②が免除期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20 歳になった際に A 市役所から国民年金加入についての書類が届き、その後の同市役所からの案内で、同市役所の窓口において申立期間①の免除申請を行ったとしているが、申立人は、当該申請を行った当時、年金手帳及び免除申請に係る承認通知等を受け取った記憶は無く、申立人の国民年金加入状況及び免除申請の承認に係る状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①の免除申請は昭和 53 年 5 月ころに 1 度

だけ行ったとしているが、制度上、免除申請は毎年度行う必要があり、申立期間①における昭和 54 年度以降の申請状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間①は大学生であったとしているが、申立期間①当時、大学生は任意加入被保険者であり、制度上、免除申請をすることはできない。

加えて、申立期間①における申立人の年金手帳の受領、免除申請及び免除申請の承認通知等の受領について、申立人はその両親が関与していたかもしれないとしているが、その両親は既に亡くなっており証言を得ることができず、関与の状況が不明である。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 57 年 5 月まで勤務していた会社を退職した際、A 市役所に問い合わせをした上で当該期間の免除申請を行ったとしているが、申立人は、その申請を行った際に年金手帳及び免除申請に係る承認通知等を受け取った記憶は無いとしており、申立人の国民年金加入状況及び免除申請の承認に係る状況が不明である。

また、申立人が申立期間②の免除申請を行った際の、年金手帳及び免除申請の承認通知等の受領について、申立人はその両親が関与していたかもしれないとしているが、申立人の両親は既に亡くなっており証言を得ることができず、関与の状況が不明である。

- 3 申立期間①及び②について、申立人の基礎年金番号はB組合の番号が付番されている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳には、厚生年金保険の記号番号が付番されており、国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者資格取得に係る記載は見当たらない。

このことから、申立期間は未加入期間であり、申立期間①及び②の国民年金保険料の免除申請をすることはできない。

- 4 申立期間①及び②について、申立人が免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立事案の口頭意見陳述においては、申立人が各申立期間の国民年金加入及び免除申請を行ったことを裏付ける事情を汲み取ろうとしたが、具体的な新しい申述や証拠を得ることはできなかった。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されて

いたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 43 年夏ころ、子供ができたので A 区役所 B 出張所に、前妻と一緒に国民健康保険の加入手続に行った際に、同出張所の職員から「国民健康保険と国民年金とはセットで加入しなければならない」と言われ、国民年金に加入した。また、その職員から「国民年金保険料を資格取得時の 20 歳までさかのぼって納付できる」と言われ、まとめて納付した記憶もある。さかのぼって納付した金額は、10 万円まではいかない金額だったと記憶している。その後は、国民年金保険料は前妻が納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年夏ころその前妻と一緒に A 区役所 B 出張所に国民健康保険の加入手続に行った際に同出張所の職員の助言により、資格取得時の 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付し、その後はその前妻が保険料を納付していたと申し立てている。しかしながら、43 年には資格取得時の 38 年\*月までさかのぼって納付できる特例納付制度は実施されておらず、申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から昭和 49 年 6 月ころ夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち、38 年 4 月から 47 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、国民年金保険料を納付したとするその前妻は既に他界しているため、保険料の納付状況が不明であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず

ない上、その前妻の43年8月から48年3月までの期間も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から同年 9 月まで

昭和 58 年 2 月に会社を退職後、A 区役所で国民健康保険に加入する際に、国民年金に加入しないと国民健康保険に加入できないと言われ、国民年金の加入手続を行い、保険料は近所の金融機関で納付した。すぐに就職するので、国民年金に加入したくはなかったが強制的に加入させられた。国民年金手帳はもらえなかったし領収書は何回も引っ越しをしているので紛失した。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 58 年 2 月ころ、A 区役所で国民年金に加入し、毎月国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関しての記憶が不鮮明であり、加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、オンライン記録によると、申立人は昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 10 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上国民年金保険料の納付はできなかった期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から52年3月まで

昭和49年9月に夫婦で働いていた会社が倒産し、自営業を始めるにあたり国民年金に加入した。夫が夫婦二人分の加入手続をし、国民年金保険料を納めていた。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が自営業を始めた昭和49年9月に夫婦で国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は52年4月ころに払い出されている一方、夫はA市の国民年金被保険者名簿により、50年12月26日に国民年金被保険者の資格取得を届け出ていることが確認できるなど申立内容と異なる上、申立人の国民年金の加入手続をしたとするその夫は、加入手続についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料の一部は時効により納付することができず、申立人及び申立期間の保険料を納付したとするその夫は保険料をさかのぼって納付したことは無いとしている上、申立期間当時、申立人が現年度納付をするために必要な別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年6月まで

大学在学中、転居の手続をしたとき国民年金加入を勧められて年金加入の手続をし、友人と加入したことを話した記憶がある。年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和51年\*月とあるのでそのころではないかと思う。場所もA区かB区の区役所と思う。保険料額は覚えていないが、3か月単位で区役所や出張所、住まいの近所か通学路途中にあった郵便局、銀行の窓口で納付した。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中の昭和51年ころ国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から55年9月ころ払い出されたと推認でき、この時点からすると、申立期間は時効により納付できず、申立期間の保険料を現年度納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人は現在所持している年金手帳以外に交付された年金手帳は無いとしている上、氏名検索による調査によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

また、申立人は国民年金の加入手続の時期や場所についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で加入手続の状況が不明である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述において、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な納付を

裏付ける新しい申述や事情を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月及び同年7月

私は、国民年金の手續や保険料納付のことについては記憶がはっきりしないが、厚生年金保険加入期間の間に空白がでないように常に意識していたので、申立期間についても国民年金の手續は必ずしていたはずである。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続や保険料納付の状況について、はっきり覚えていないとしており、加入手続や保険料納付状況は不明である。

また、申立期間は平成13年1月25日に国民年金の資格得喪記録が追加されて生じた未納期間で、申立期間当時は未加入期間であり保険料を納付できず、記録の追加の時点では時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から61年3月まで

私は、ねんきん特別便が来て未加入期間があることが分かった。A年金事務所に調査依頼したところ、不明なところを書き取って提出するよう言われ提出した。国民年金保険料は、転居が多く不確かなところがあるが、保険料は納付したように思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした記憶が無いとしており、国民年金保険料の納付についても、誰が、どこで、どのように納付したかを覚えていないなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が曖昧である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月ころから 58 年 4 月ころまで  
申立期間ころ勤務していたA社での厚生年金保険被保険者記録が無いが、給与から厚生年金保険料を引かれていたと思うので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 11 月ころから 58 年 4 月ころまでA社でBの業務に従事していたと供述している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 47 年 3 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間には適用事業所となっていない。

また、申立人は同僚一人の姓のみ記憶しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により一人確認できる当該同僚は、昭和 42 年 1 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、申立期間には当該事業所に勤務していないことが認められる。

一方、A社に昭和 60 年ころまで勤務した二人のB担当が、適用事業所でなくなった 47 年 3 月 24 日に資格喪失した後、同年 8 月 1 日に当該事業所の事業主と同一である株式会社Cで資格を取得していることが確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、A社の事業主は既に死亡しているほか、株式会社Cについても昭和 59 年 12 月\*日に解散しており、当時の社会保険担当者も死亡していることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 35 年 5 月 21 日まで  
A 区の株式会社 B で勤務していたが、給料明細書の保険料控除が 27 か月間あるのに、厚生年金保険の被保険者期間の記録が 26 か月間しかないので正しい記録に訂正してほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社 B の給料明細書により、申立人は、同社に入社後、1 か月の試用期間を経て昭和 33 年 3 月から、退職した 35 年 5 月まで給与から厚生年金保険料を控除されていることが認められる。  
また、保険料控除方法について、株式会社 B は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も亡くなっていることから、当時の人事記録及び給与関係の書類は確認できないものの、はじめの 1 か月の試用期間における給与明細書では、厚生年金保険料は控除されておらず、昭和 33 年 3 月の資格取得時の月に厚生年金保険料が控除されていること、及び当時の同僚 9 人にアンケート調査をした結果、当月控除と回答した者が 4 人、不明とした者が 5 人、翌月控除と回答した者はいなかったことから、同社の保険料控除方法については当月控除と考えるのが妥当である。

しかしながら、申立人の株式会社 B における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると昭和 35 年 5 月 21 日であり、この日付は当時の給与の締め日が 20 日締めであったと記憶している同僚がいることから、同社においては給与の締め日である

20 日を退職日としたことがうかがえるが、前述の同僚 9 人へのアンケートでは全員が申立人の退職日について不明と回答していることから、申立人の同月の勤務実態について確認することができない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 35 年 5 月 21 日であり、申立人の主張する同年 5 月は、仮に事業主により同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から33年4月1日まで  
② 昭和33年4月1日から34年10月1日まで

申立期間①については、株式会社A（現在は、株式会社B）C支店D営業所に勤務し、養父と同じ建築現場で働いた。申立期間②については、E社（現在は、株式会社F）の建築現場に従事した。それぞれ当時の現場で撮影した写真を保管しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出のあった株式会社Aが請け負ったと推認される建築現場での写真から、期間の特定はできないものの、申立人が同社関連の建築現場に従事したことがうかがえる。

また、申立人は申立期間①当時、G地にあった株式会社AのC支店D営業所において勤務し、同支店に勤務していた申立人の養父と同じ建築現場で働いたと供述しているところ、同支店に勤務していた同僚の一人から、「申立人は、私がC支店に在職中に支店管轄営業所（当時、D営業所）に勤務しており、H現場で共に従事した。」との供述があったことから、申立人と養父は異なる事業所に勤務しながら、同一の現場において建築工事に従事したと推認できる。

しかしながら、株式会社AのC支店D営業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、申立人が勤務していたとする同営業所の所在地は、「G地」であったと記憶しているところ、同社C支店が昭和35年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に、同日付

けで厚生年金保険の新規適用事業所となった同社 I 支店の事業所所在地が同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、「G 地」であったことが確認できることから、申立人は同社 I 支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前の C 支店の管轄営業所に勤務していたと  
うかがえる。

さらに、株式会社 B からは、「D 営業所の存在については、資料が無いため、不明。また、申立期間当時の申立人の勤務形態については同社の職員台帳等で確認できず、不明であるが、厚生年金保険の加入要件を満たす者については、加入手続を取っていた。」との供述があった。

加えて、申立期間①当時及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者について株式会社 A の C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号の欠番も無い。

- 2 申立期間②について、株式会社 F から提出のあった申立人に係る「厚生年金被保険者名簿」の採用年月日及び資格取得の年月日欄には、昭和 34 年 10 月 1 日、備考欄には資格喪失日である同年 12 月 1 日の記載があり、当該記録は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日及び喪失日と一致していることが確認できる。

また、株式会社 F からは、「50 年近く前のことで資料もわずかしが残っていない。以前、この時期に入社した者で、J 関係の現場に勤務していた者は、臨時雇用で数か月後に正社員になり、社会保険の手続をしたと聞いている。」との供述があった。

さらに、申立人の申立期間②当時に E 社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 14 人に申立人の同社における勤務実態について照会を行ったところ、回答のあった 9 人の同僚のうち一人は、申立人が同社に勤務していたことを覚えており、「当時、E 社は個人企業であり、私は臨時職員として雇用された。入社当時、臨時雇用期間、雇用手帳なるものがあり、印紙のようなものが手帳に貼られていた気がします。」と供述している。

加えて、当該同僚は、自身の E 社での勤務期間は、「昭和 32 年 4 月ころから」と記憶しているところ、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人の同社における取得日（34 年 10 月 1 日）と同日であることが確認できることから、当時、同社においては、入社後相当期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことがうかがえる。

なお、回答のあった他の 8 人の同僚は、申立人の同社における勤務実態について、いずれも不明としている。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案4448（事案3337の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から同年9月30日まで  
国（厚生労働省）の記録では、昭和48年1月1日から同年9月30日まで、A区内にあった株式会社B（申立人は、株式会社Cと記憶）に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者期間になっていなかったため、年金記録確認第三者委員会に調査の申立てをしたが、被保険者の記録の訂正は必要がないと回答された。

昭和47年ころD株式会社（現在は、E株式会社）という会社でF職をしていたときに、同社の元同僚の紹介で、株式会社Bに移籍し、長女を出産する前まで同社から派遣されて、G株式会社で勤務したが、出産後に出産手当金等をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間当時、事業主によって給与から厚生年金保険料を控除されていたと確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主が「F職には、社員として採用して社会保険に加入させる者と、業務請負型として社会保険に加入しない者と2種類の雇用形態があった。」と供述したことなどから、申立人の給与から事業主によって厚生年金保険料を控除されていたと認めることができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、株式会社Bに勤務し、同社からG株式会社に派遣され

ていたが、出産間近になった昭和48年9月30日付けでG株式会社の仕事を辞めた後、長女を出産して出産手当金等の給付を受けている上、職業安定所から雇用保険に係る求職者給付も受けているので、申立期間については厚生年金保険の被保険者であったはずであると主張し、再申立てを行っている。

しかしながら、当初の申立てにおいて、申立人に転職先を紹介した元同僚から供述を得ることができなかったが、申立人が再申立てにおいて、旧姓を思い出したため、当該同僚に確認したところ、当該同僚から「株式会社Bの社長から、派遣の仕事は、普通の勤務より収入が多くなるが、健康保険等はないので自分で加入することと、給料から何も控除しないので、自分で青色申告をするようにと説明を受けた。」と供述が得られた上、申立人も、「すっかり忘れていたが、H社長から、給料ではないので、何も控除はしない、自分で青色申告をするようにと言われたが、申告はしなかった。」と供述している。

また、申立人が、出産手当金等をI組合から受けたという主張については、申立期間当時、申立人が厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない上、出産当時、申立人の夫は国民健康保険被保険者で配偶者出産に対する給付制度が無いことから、申立人が昭和45年2月21日から47年12月31日までの期間D株式会社に勤務して、J組合の被保険者であったことを踏まえると、申立人が、同組合に係る任意継続被保険者資格を取得していたとかがえるが、同組合では、申立期間当時の被保険者名簿及び給付記録を保存していないことから、当該資格を確認することができない。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所を退職後、「出産前に職業安定所に手続に行き、出産後になって給付を受けた。」と求職者給付を受けたとしているが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録では、当該給付の記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月14日から29年11月6日まで  
昭和28年12月14日からA事務所に採用され、B施設内のC店に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が申立期間において、適用事業所「D局」で、政府管掌健康保険加入の資格記録（資格取得日は昭和28年12月14日、資格喪失日は29年11月6日）があることが確認できることから、申立人が申立期間当時、B施設内に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、D局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和31年2月1日となっている。

なお、上記適用事業所名簿の適用事業所名称欄の記載内容をみると、D局及びE局の名称に斜線を引き、F局と記載されていることから、これらは、同じ適用事業所であると考えられる。

また、D局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険適用年月日欄には、昭和26年7月1日と記載されているものの、厚生年金保険適用年月日欄に適用年月日は記載されておらず、摘要欄には「26年7月1日新適」「健康保険のみ」「任包」と記載されており、「31年2月16日書替」と記載された健康保険厚生年金保険被保険者名簿（適用事業所名は、E局と記載されているが、所在地及び健康保険適用年月日はD局と同じ）の厚生年金保険適用年月日欄にも、31年2月1日と記載されている。

なお、昭和26年7月3日付けの厚生省（当時）通知によれば、G員は、

従来すべてHとして、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったが、同年7月1日以降においては雇傭関係の切替えによって、I施設を含む非軍事的業務に使用される者は、政府の直傭使用人としての身分を喪失することとなったので、強制被保険者とはならないとされている。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していた記録は確認できない。

加えて、J局及びK事務所では、申立期間当時の勤務実態を確認できる労働者名簿及び厚生年金保険料の控除を確認できる賃金台帳等については確認できないとしている上、申立期間前の昭和27年ころにC店に勤務していたとする従業員は、同店勤務時は、L組織の直接雇傭であったため、厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

また、申立期間において、事業所名にA事務所という名称が含まれる適用事業所が7事業所存在したが、いずれの適用事業所の被保険者名簿にも、申立人の記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 6 月 1 日まで  
Aに勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得がいかないなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録等により、申立人が申立期間にAに勤務していたことは認められる。

しかしながら、年金事務所では、オンライン記録にAが厚生年金保険の適用事業所である記録は見当たらないとしている上、申立人が保管している平成5年分給与所得の源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額からは、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは判断できない。

また、Aの元代表役員の一人名は、申立人を厚生年金保険に加入させていたか、申立人の給与から保険料を控除していたか不明だが、自分自身、保険料を控除されておらず、厚生年金保険に加入していないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 20 日まで  
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 4 月 11 日まで

申立期間①当時はA市内にある有限会社Bに住み込みで店員として働きながら夜間高校に通っていた。また、申立期間②当時はA市内にあったC院に住み込みでD職として働き夜間高校に通っていたので、両申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、適用事業所名簿によると、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間①の後の昭和 42 年 8 月 23 日である。

また、有限会社Bの申立期間①当時の事業主は既に他界しており、同社の現在の事業主は、申立期間①当時は厚生年金保険に加入していないので厚生年金保険料も控除してないとしている。

さらに、申立人は当時の同僚の氏名を覚えていないとしていること、上記のとおり、有限会社Bは、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったと考えられることなどから、申立期間①当時の同僚に、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について照会できなかった。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、適用事業所名簿によると、C院が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間②の後の昭和 47 年 6 月 1 日である。

また、C院の申立期間②当時の事業主の親族は、同院が厚生年金保険に加入したのは昭和 47 年であり、それ以前に勤務した者は厚生年金保険に加入していないと供述している。

さらに、申立期間②当時勤務したとする同僚から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年2月1日まで  
年金の裁定時にA社会保険事務所(当時)では、申立期間の厚生年金保険の記録が無いと言われたが、昭和25年4月に株式会社B(現在はC株式会社)に入社して、父親に給料袋を渡した時、健康保険、厚生年金の保険料と親睦会費で、こんなに天引きされていると話をしていた記憶がある。株式会社Bの所在していたD社会保険事務所(当時)で確認すると、ビニール袋に入った私の記録に昭和25年入社と記されていた。記録が誤っているので、調査して訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に株式会社Bの被保険者であったことが確認できた者のうち、連絡先の確認ができた同僚7人から回答が得られ、3人が申立人の勤務していたことを記憶していることから、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれるが、前述3人の同僚から厚生年金保険料の控除等についての供述を得ることができなかった。

また、事業所提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人の資格取得日は昭和26年2月1日となっていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における申立人の記号番号の払出日は昭和26年2月1日であり、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の当該事業所における資格取得日も同日である。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 26 年 9 月 1 日から 27 年 4 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A株式会社でB業務に従事していた一部期間及びC有限会社でD業務に従事していた一部期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことになっているが、両事業所とも勤務期間のすべてにおいて、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①にA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得している者 19 人のうち 18 人が、申立人と同様にその年に中学校を卒業して入社した者であると認められることから、当該事業所は、入社直後には厚生年金保険に加入させず、4 か月経過後にまとめて資格を取得させていたことがうかがえる上、供述を得られた複数の同僚のうち当該期間において厚生年金保険料を控除されていたとする者はいない。

また、上記名簿の申立期間①前後における健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載された被保険者資格の取得日及び喪失日と同一日である。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、同僚の供述により、申立人が申立期間②にC有限会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当時、15歳の申立人と同様の年少者であった同僚は、「当該事業所では試用期間を設けており、その間は、厚生年金保険料を控除されてはいなかった。」と供述している。

また、上記名簿の申立期間②前後における健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載された被保険者資格の取得日及び喪失日と同一日である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A社（現在は、B社）のC支社でD職として勤務した期間は6か月とと思っていたのに、厚生年金保険の被保険者期間は3か月間であった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同期入社と同僚9人に照会したところ、4人から回答があり、このうち申立人が名前を挙げた同僚一人が、「申立人は、申立期間にA社（C支社）に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務したとするA社のC支社は、同社の厚生年金保険被保険者台帳（写し）を添付し、「申立人の被保険者期間は、社会保険事務所の記録と同様で、申立期間については、申立てどおりの届出を行っていない。保険料も納付していない。」と回答している。

また、回答のあった同僚4人のうち前述の同僚も、「昭和 62 年 7 月から同年 9 月末までの3か月間は、見習い期間（研修期間等）で自分も当該期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。」と回答している。なお、他の3人の同僚は、「申立人については記憶に無い。」と回答し、そのうち二人の同僚は、「見習い期間は3か月あった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案4458

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月18日まで

私は、昭和17年6月1日に労働者年金保険の発足と同時に同保険に加入し、労働者（厚生）年金保険料を控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、20年9月18日までの労働者（厚生）年金保険料が21年12月16日に脱退手当金として支給されたこととなっており、この脱退手当金を受給した記憶は無い。

当時は、A郡の実家で母とB業をしており脱退手当金を請求するはずが無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳及び労働者（厚生）年金記号番号払出簿には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当時の脱退手当金を請求するための待機期間である1年を差し引くと約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和21年12月当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、AのB支店長で、C本社の指示により、平成 15 年 1 月ごろから事業整理に着手した。事業整理が一段落した同年 3 月に私以外の社員 4 人は退職し、その後は一人で事業整理を進め、同年 6 月\*日のD国における代表者退任登記をもって事業整理は終了した。また、同社在職中に株式会社Eへの就職は決まっており、同年 4 月から転籍しF部長として勤務していたと記憶している。したがって、申立期間は株式会社EとAの両社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてAと株式会社Eに勤務していたと申し立てているが、Aは、商業登記簿謄本によると、申立人以外の役員は全員が外国人であり、厚生年金保険被保険者でもないことから、住所等の特定ができず、また、株式会社Eも、商業登記簿謄本で確認できる当時の代表者は既に他界しており、元役員に照会するも、一人は宛先不明で送達できず、もう一人は回答がなく、両社における申立人の申立期間に係る勤務の実態及び保険料控除を確認することができなかった。

なお、オンライン記録により、申立期間当時の株式会社Eにおける厚生年金保険被保険者は申立人と元事業主の二人であることが確認できる。

また、年金事務所が提出した適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険新規適用届により、Aは平成 15 年 5 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、及び株式会社Eは同年 6 月 1 日付けで適用事業所になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 36 年 9 月 30 日まで  
申立期間は株式会社Aに勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について株式会社Aに勤務していたことは、同僚の供述及び当該事業所の回答から認められる。

しかしながら、申立人が名前を記憶している複数の同僚は、「厚生年金保険に加入したのは株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 12 月からであり、厚生年金保険に加入する前は給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述している。

また、株式会社Aでは、「会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 36 年 12 月 1 日からであり、適用事業所となる前に厚生年金保険に加入した者はいない。」と回答している。

さらに、商業登記簿謄本によると、株式会社Aの設立は昭和 25 年 6 月 \*日となっているが、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 36 年 12 月 1 日であることが確認できる。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番が無い上、当該事業所が適用事業所となる前に被保険者資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで  
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 19 年 6 月の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 18 年 2 月から 19 年 6 月末日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、同社に照会したところ、「申立人は平成 19 年 6 月 20 日付けで退職している。厚生年金保険料は、提出した賃金台帳のとおり、申立人が入社した 18 年 2 月の給与からは厚生年金保険料を控除しておらず、前月分の保険料を翌月の給与から控除する方式を採用していることから、申立人の 19 年 6 月の給与から控除している保険料は、同年 5 月分であった。」と回答している。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の株式会社Aに係る資格取得日は平成 18 年 2 月 1 日、離職日は 19 年 6 月 20 日となっており、厚生年金保険のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、B組合及びC基金に係る被保険者資格を平成 19 年 6 月 21 日に喪失していることが確認できる。

加えて、申立人は、当時はD職であったので特定の同僚はいないとしていることから、同僚からの供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 19 日から同年 12 月 1 日まで  
② 平成 6 年 9 月 30 日から 7 年 9 月 1 日まで

昭和 54 年 5 月から A 地にある有限会社 B で働いたが、厚生年金保険の記録が無い。また、平成 6 年 9 月から 7 年 9 月まで事業主として株式会社 C で D 業をしていたときの記録も無い。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は有限会社 B に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録（事業所記録）で検索するも同社は見当たらない上、申立人も事業主及び同僚名を姓のみで名を覚えていないため、事業主及び同僚の特定と照会ができない。なお、同社に係る商業登記簿謄本は無い。

また、申立事業所の住所地の近くに所在し名称が類似する E 株式会社（昭和 53 年 5 月 1 日に適用事業所でなくなっている。）に係る被保険者原票照会回答票を確認したが、申立人の記録は無く、同社の元事業主や同僚からも申立人の勤務についての供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により類似名称事業所の検索範囲を全国に拡大し、「有限会社 F」、「有限会社 G」及び「H 株式会社」という名称の事業所に係る職歴審査照会回答票を確認したが、申立人の記録は無い上、申立期間①に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録により、当初、申立人は、平成7年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し標準報酬月額68万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年7月7日付けで、さかのぼって同記録が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は商業登記簿謄本により同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「当時経営が不振で滞納があり、社会保険事務所（当時）に呼ばれて厚生年金保険の被保険者資格の取得に係る記録の取消し手続をした。」と供述しており、当該取消処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの厚生年金保険の被保険者資格記録の取消処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から 56 年 3 月 16 日まで

昭和 54 年 2 月に A 有限会社に入社し、B 業務に従事した。C 社の下請けで大変危険な仕事であったので社会保険が無いとは考えられない。

また、社会保険庁（当時）の記録では、国民年金に入ったようになっているが、私は入っていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 有限会社の事業主及び同僚の供述から、申立人が勤務期間の特定はできないものの当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は「当時、社会保険に加入すると給料の額が少なくなるという理由で、希望者だけを加入させていた。」と述べているとともに、複数の同僚が「社会保険への加入については希望制だった。」と述べていることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えられる。

これに関し、申立人が申立期間において一緒に勤務していたとする複数の同僚についても、厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

なお、申立人は申立期間について、「国民年金に入っていない。」と申し立てているが、申立人の国民年金被保険者台帳には、申立期間の前々日である昭和 54 年 1 月 30 日付けで住所地が変更されるとともに、同年 2 月 1 日付けで国民年金に加入していることが記録されており、当該台帳の D 区から E 市への移管は、本人の申出により行われる手続であることから、当該国民年金の加入手続が申立人により行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が勤務したとする期間について、昭和 55 年 10 月に厚生年

金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、申立人は「自分より後に入ってきた。」と述べているとともに、申立人も「当該同僚より後に入社したと思う。」と述べており、申立人の勤務期間に関する記憶も曖昧である。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私はA地のB社の工場から、C株式会社が所有していたD船に乗船し、雇入れ手続をE市で行った。同船舶に乗船したのは昭和 35 年 5 月ころだったと記憶しており、社会保険庁（当時）の記録にある同年 7 月 1 日という資格取得日はどう考えてもおかしい。船員保険の被保険者資格の取得日を同年 5 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 5 月ころにE市にてD船（事業主は、C株式会社）の乗船の雇入れ手続を行っており、船員保険の被保険者資格の取得日は同年 5 月 1 日であると主張している。

しかし、申立期間の事業主であるC株式会社が保管している船員保険被保険者資格取得届には、申立人の船員保険被保険者資格取得日として昭和 35 年 7 月 1 日との記載があり、船員保険被保険者名簿及び同被保険者台帳に記載されている申立人の船員保険被保険者資格取得日と一致する。

また、申立人はE市の港で乗船の雇入れ手続を行ったとしているところ、同港における船員の乗船手続についてG局は、既に書類は保存していないため回答ができないとしていること、申立人も船員手帳を持っていないこと、当時の同僚からも申立人の具体的な乗船の時期について回答が得られなかったことから、申立人が申立期間当時にD船に乗船していたことについての確認ができない。

さらに、事業主及び当時の同僚からも、申立期間当時の申立人の船員保険の加入状況等について、明確な供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を給与から控除されていた

ことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 47 年 9 月まで  
昭和 45 年 10 月から 47 年 9 月までの期間について厚生年金保険の記録が無いが、この間、A 県に本社のある B 株式会社 C 営業所に勤務していた。当時 D 地の団地に住み、妻と二人の息子を抱え、健康保険にも入っていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、本社を A 県に置く B 株式会社が販路開拓のため新たに設置した C 営業所に、同僚一人（その後、在職中死亡）と勤務したとしているところ、申立期間に被保険者記録のある本社勤務の同僚が、申立人は E 地区の販売担当として勤務していたと供述している上、申立期間の一部の昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 5 月 30 日まで、申立人の「F」に係る雇用保険加入記録があることから、申立人が当該期間に G 地において B 株式会社の業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が C 営業所で一緒に勤務したとする同僚について、本社も含めて B 株式会社における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、商業登記簿謄本により確認できる当時の役員 4 人のうちの一人は、「自分は H 関係の業務を担当していた。C 営業所の件は聞いたような気もするがよく憶<sup>おぼ</sup>えていない。」と供述している。

さらに、G 地における厚生年金保険適用事業所名簿には当該事業所は見当たらない上、B 株式会社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の整理番号は連続しており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年ころから23年7月ころまで  
A地のB社に昭和21年ころから23年7月ころまで勤務し、溶接関係の仕事をしたが、厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に働いた同僚の名前も覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務した事業所名をB社と記憶しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、C社（所在地は、D地）であったことが認められるところ、当該事業所は、昭和21年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、23年12月21日に適用事業所でなくなっていることが確認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している複数の同僚のうち、記録があるのは一人のみである。

また、申立人は、申立期間当時の従業員数は15人くらいだと供述しているところ、同名簿における被保険者数は事業主を除き8人のみとなっており、同名簿は連番で欠番は無いほか、事業主及び上記8人の連絡先は不明なことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

さらに、申立人が事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 ころから 52 年 10 月 ころまで  
私は、A 株式会社 に B 職 として勤務していたが申立期間の厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」並びに同僚の供述により、申立人は昭和 51 年 8 月 7 日から 52 年 7 月 29 日まで A 株式会社 に勤務していたことが認められる。

しかしながら、「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、昭和 51 年 6 月 16 日から 53 年 3 月 1 日までの間に健康保険の被保険者資格取得が確認できる全 54 人について、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者資格取得日を検証したところ、厚生年金保険の資格取得が確認できない者が 11 人（申立人を含む。）いること、厚生年金保険に加入しているがその資格取得日が健康保険の同取得日より後になっている者が 23 人いることから、従業員によって加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、事業主は、「社会保険事務所（当時）への届出は厚生年金保険と健康保険は複写ではなかった、申立人の保険料の控除及び納付について不明」と供述している上、同事業所が加入する C 基金の加入記録も無い。

さらに、申立人の同事業所に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 16 日まで

私は、昭和 36 年 6 月から 42 年 3 月 31 日まで A 校で事務員として勤務していたが、37 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した勤務記録カード及び同僚の供述により、申立人は申立期間を含めて A 校に勤務していたことが認められるが、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン検索において該当事業所は見当たらない。

一方、B 校に係る事業所別被保険者名簿において申立人と同一期間又はその期間前後に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 12 人に照会し 8 人から回答を得たが、申立人を知っている同僚の一人は、「自分は、A 校に昭和 36 年 4 月ころから 44 年 3 月ころまで勤務していた。その期間、自分はアルバイトとして C 団体に雇われていたと認識していた。なお、厚生年金保険の被保険者記録がある 2 か月間（37 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで）は D 職として雇われていた。」と供述している上、他の同僚一人も、「申立期間当時は、身分保障もなく C 団体の経費で給与は支払われていた。」と供述している。

また、事業主は、「詳細は不明であるが、申立人の申立期間については、C 団体から給与を支払われる職員であった記録が保管されている。」と供述している。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月ころから同年 5 月ころまで

昭和 60 年 12 月\*日に結婚し、同年 12 月 28 日に当時勤務していた会社を退職後、職探しを続け数社に採用されたが、いずれも短期間で退職した。この間、すぐに就職し社会保険に加入するつもりで国民年金の加入手続を行わなかったため、61 年 4 月 1 日に A 市役所で国民年金の加入手続をするまでの 60 年 12 月から 61 年 3 月までの 4 か月間が年金の未加入期間となっている。

しかし、昭和 61 年 3 月から同年 5 月までは B 株式会社に勤めていたので、この会社の給与から厚生年金保険料が控除されていたのであれば、国民年金との二重加入になっていた可能性があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元事業主の供述及び B 株式会社での申立人の雇用保険の加入記録は確認できないものの、昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 12 月 28 日まで勤務していた株式会社 C を退職後に受給した雇用保険の雇用保険受給資格者証に、61 年 3 月 19 日に就職し、同年 5 月 20 日に再離職した旨の記載があり、その期間は雇用保険が支給されていないことから、申立人は 61 年 3 月 19 日から同年 5 月 20 日まで B 株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 4 月 1 日からは国民年金第 3 号被保険者となっており、そのことについて元事業主は、申立人が申立期間に第 3 号被保険者の届出を行っているのであれば、給与から厚生年金保険料は控除しなかったかもしれないと供述していることから、申立期間については、給与から保険料を控除されていなかったことがうか

がえる。

また、申立人は、昭和 61 年 3 月に当該事業所に入社した際に、申立人と一緒に入社した女性があり、退職する際も一緒に退職したとしているが、当該事業所において同年同月に資格取得している女性を確認できず、申立人もその女性の名前を記憶していないことから、照会することができなかつた上、申立期間に当該事業所に勤務していた者に照会した結果でも、申立人のことを記憶している者はいなかつた。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険の適用事業所となった昭和 55 年 5 月 1 日から適用事業所ではなくなった 63 年 4 月 1 日までに資格取得している者 23 人の整理番号は連番で欠番は無く、訂正された形跡も見当たらない。

加えて、当該事業所は平成 14 年 12 月\*日に解散しており、元事業主は、当時の資料はすべて廃棄したと供述していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年4月1日から32年2月10日までの期間、33年3月26日から34年11月26日までの期間、35年11月1日から37年8月1日までの期間、同年8月1日から38年4月17日までの期間及び同年7月10日から39年8月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月17日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から32年2月10日まで  
② 昭和33年3月26日から34年11月26日まで  
③ 昭和35年11月1日から37年8月1日まで  
④ 昭和37年8月1日から38年4月17日まで  
⑤ 昭和38年7月10日から39年8月1日まで  
⑥ 昭和38年4月17日から同年5月1日まで

A地で勤務していたB株式会社C支店を昭和38年4月30日で退職し、同年5月\*日に結婚式を挙げた後、そのまま夫の住まいのあるD地へ向かった。D地ではE株式会社に1年ほど勤務したが、脱退手当金の対象となっている会社のほとんどがA地に所在し、D地では自分の名字が変わっているにもかかわらず、脱退手当金を受給したことになっているのは納得できない。

また、B株式会社C支店では、結婚を控えていたので残った仕事をやり終えるため、4月末まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が同月17日となっているのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人が勤務していたE株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が資格喪失した昭和39年8月1日の前後5年以内に資格喪失した同僚女性38人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、他の事業所で支給を受けた者を除き、5人の支給記録が確認できる。その同僚5人の脱退手当金の支給決定日は、資格喪失日から1年以内（3か月から9か月）が3人、22か月と34か月がそれぞれ一人となっており、脱退手当金の支給者が少ない上、資格喪失日から支給決定日までの期間が様々となっているとともに、支給記録のあるうち2人が「自分で脱退手当金を請求した。」と供述している。

また、申立人は、E株式会社において昭和39年8月1日に資格喪失し、3年4か月後の脱退手当金の支給決定日の記録があるほか、「いつごろどこからか分からないが2万円ほどを頂いた記憶がある。」と供述しており、当該金額は申立人が受給した脱退手当金額にほぼ近い金額であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難いことから、申立人が自ら又は家族の者が脱退手当金を請求したと考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金支給に当たっては、申立人が勤務したことのあるF株式会社及びG株式会社に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人は、この2事業所について「どちらの会社も短期間であり、厚生年金保険に加入していたとは思わなかった。」と供述していることから、社会保険事務所（当時）において脱退手当金を請求する際に、当該2事業所を支給対象事業所として申請しなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人のH株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の計算のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

その上、申立人から聴取しても脱退手当金を請求・受給した記憶が無いというほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間⑥について、申立期間当時の同僚に申立人の勤務実態について照会を行ったものの、供述のあった同僚からは、申立人が昭和 38 年 4 月 30 日まで勤務していたとの具体的な供述を得ることはできなかった。

また、B 株式会社 C 支店の元事業主及び元役員は既に故人となっている上、同社はその後、合併、分離を何度か行っていることから、関係資料等を引き継ぐ事業主の所在を把握することができず、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、B 株式会社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和 38 年 4 月 17 日に資格喪失していることが確認でき、健康保険番号に欠番は無いとともに、オンライン記録に一致している。

加えて、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4477 (事案 754 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から 60 年 7 月 11 日まで  
平成 21 年 3 月 13 日付けで年金記録確認埼玉地方第三者委員会から、昭和 46 年 3 月から 57 年 12 月までの A 社における厚生年金保険料控除についてあっせんの通知をいただいたが、それ以後も同社に 60 年 7 月まで継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の厚生年金保険について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により A 社に勤務していたことは認められるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いほか、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 13 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として提出した昭和 59 年 4 月 14 日付けの、申立事業所から申立人の留守宅の申立人の妻あてに健康保険証を送付したとする手紙及び 60 年 10 月 3 日付けの申立事業所の事業主である B 氏が申立人に交付したとする「健康保険脱退証明」の検証と当初申立て時に申立人が提出した給与明細書 3 枚の再検証を行って、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとの申立てをしている。

このため、当委員会は申立人が新たに提出した資料等の確認を行った

結果、以下のとおり判断する。

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、元事業主の長男及びA社における資格喪失日が昭和46年3月1日であるが申立人と同様に60年7月ころまで同社に勤務したとしている元同僚の供述、申立期間中の59年4月14日付けでA社から申立人の留守宅の妻あてに健康保険証を送付した手紙が発信されていることが確認できること等により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前記の申立人と同様に昭和60年7月ころまでA社に勤務したとしている元同僚の同社における厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の申立期間においては確認できない。

また、申立人は、1枚を除いて年度の記入が無く、時期の特定ができない給与明細書2枚を有しており、支給期間が「6月11日から7月10日」となっている給与明細書について申立人は「3枚のうちで日当単価が一番高く記されているので一番新しいものであり、当該給与明細がA社を退職する時の最後の給与明細書である。」と主張するが、3枚のうち、年度が「58年1月分」と記されている給与明細書には「雇用保険料」の項目があり、他2枚の給与明細書には雇用保険法が施行された49年以前の名称である「失業保険料」の項目があること、及び申立人がA社を退職する時のものであるとする給与明細書記載の源泉徴収税額が申立期間当時の税額とは相違することを踏まえると、当該給与明細書が申立期間当時に係るものであった事情はうかがえない。

さらに、申立人が新たに提出した申立事業所の元事業主であるB氏から交付されたとしている「健康保険脱退証明」については、加入組合名が「C組合」と記載されているが、事業所名簿において当該名称の健康保険組合は見当たらない上、当該組合についてD会に照会を行ったが、確認はできないという回答である。なお、当該健康保険組合に名称が類似する「E組合」が確認できるところ、同組合では、申立人について加入記録は確認できないとしている。

加えて、オンライン記録によると、昭和59年4月14日に申立事業所から申立人の留守宅の申立人の妻あてに手紙を書いたと推察される同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は、A社において46年3月1日に資格喪失していることが確認できるところ、同人は既に死亡しており、聴取することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、事業主が申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかどうかを確認できる資料は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の資料も無く、申立人の申立期間における

厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 6 月 2 日まで

A株式会社にて昭和 49 年 6 月 1 日に入社し経理事務を担当したが、社長の方針で 50 年 6 月 2 日に関連会社の株式会社Bに異動した。国（厚生労働省）の記録では、当該期間におけるA株式会社での厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に、A株式会社又は株式会社Bに勤務した者 12 人に照会したところ、7人から回答があり、うち3人は、期間が明確ではないが、申立人が申立期間を含む時期にA株式会社に勤務していたと供述している。

しかしながら、申立人が申立期間と一緒に勤務したと記憶している同僚は、申立人は勤務時間が 10 時から 16 時までのパートタイマーであったと供述している上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が被保険者であったとする昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 6 月 2 日までの期間に被保険者資格を取得した者は3人で、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

なお、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間は国民年金の任意加入被保険者であり、保険料納付済期間であるとともに、株式会社Bでの厚生年金保険被保険者資格取得日に当該国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 24 日から 32 年 9 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 31 年 8 月 24 日から 32 年 8 月 31 日まで当時 A の B 局 C 施設に本採用前の試用員として勤務していた期間の被保険者記録が無いことが分かった。当時の A は、規則で試用員は D 組合の組合員にはなれなかったため、厚生年金保険に加入していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E 機構の保管する申立人の履歴カードから、申立人は、少なくとも、申立期間のうち昭和 32 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までは試用員として B 局に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していなかった。

また、E 機構に照会したところ、「当時の臨時雇用員や試用員には、A 職員に適用された F 組合員資格が付与されていなかったが、臨時雇用員や試用員が厚生年金保険に加入したのは、昭和 38 年 10 月 1 日に臨時雇用員等社会保険事務処理規程が施行されてからであり、申立期間は、当該事業所が同規程に基づいて厚生年金保険の適用事業所としての届出を行う以前の期間であるため、申立人が厚生年金保険に加入していたという事実はないものと思慮されます。」との回答があり、ほかに当該事業所が申立期間当時、厚生年金保険の適用を受けていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、

当該事業所における申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年から 42 年まで

私は、昭和 39 年から 42 年にかけて A 地の B 所に勤務していた。事業所の名前は覚えていないが事業所名の最後には「C」か「D」が付いていたと思う。なお、作業所の責任者の名前の記憶はある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 地にある B 所に勤務していたと主張し、B 所の責任者の名前は記憶しているとしているところ、当時の B 所の責任者の保佐人から回答があり、事業所名称は「E 社」だったとし、当該責任者が事業所のオーナーだったとしているが、当該オーナーは現在病気療養中であり、申立内容について確認をすることができない。

また、E 社は、オンライン記録及び適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、申立期間前後に E 社に勤務したとする同僚の年金記録は国民年金のみである。

さらに、E 社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の保管がないことから、申立人の申立内容についてオーナー以外の役員に確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 10 日まで  
私の雇用保険の被保険者記録は、平成 8 年 4 月 9 日に株式会社 A を離職したことになっている。一方、同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 3 月 31 日となっている。厚生年金保険にも離職日の同年 4 月 9 日まで加入していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を、離職日の翌日の同年 4 月 10 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の株式会社 A の離職日が、平成 8 年 4 月 9 日であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社 A は、平成 8 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に申立人を含む 15 人が被保険者資格を喪失している。

また、当該事業所の元役員は「申立人について、事業所は、平成 8 年 4 月 10 日に被保険者資格の喪失の届出は行っていないと思う。また、同年 3 月の厚生年金保険料は納付していないと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録によれば、平成 8 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中に、同日に国民年金に加入し、保険料を納付している者が、申立人を含め 3 人確認できる。

加えて、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元同僚 10 人に照会したが、回答は得られず、給与から平成 8 年 3 月の厚生年金保険料が控除されていたかについて確認できなかった。なお、上記 10 人の元同僚のうち 3 人について雇用保険の離職日を照会したところ、3 人も申立人と同日であった。

このほか、当時の事業主は他界しており、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。